

埼玉県クビアカツヤカミキリ防除実施計画

令和8年7月

目 次

1	計画策定の背景と目的	1
2	防除の対象	1
3	防除を行う区域	2
4	本計画の対象期間	2
5	現状	3
	（1）被害状況	3
	（2）類型別被害状況	4
	① 生態系被害	
	② 農作物被害	
	③ 生活環境被害	
6	これまでの県の取組	4
7	本計画での防除の考え方・目標	5
8	県、市町村及び県民・関係団体等の責務	5
	（1）県	6
	（2）市町村	6
	（3）県民及び関係団体・企業	6
9	具体的な防除について	7
10	普及啓発	7
11	計画の見直し及び変更	7

【関係資料】 「サクラの外来害虫“クビアカツヤカミキリ”被害防止の手引」

1 計画策定の背景と目的

クビアカツヤカミキリは、サクラ、ウメ、モモ、スモモなどのバラ科の樹木を枯らす原因となる外来の昆虫である。外来生物法¹に基づき指定される特定外来生物であり、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（平成27年3月26日環境省・農林水産省策定）」に掲載されている。

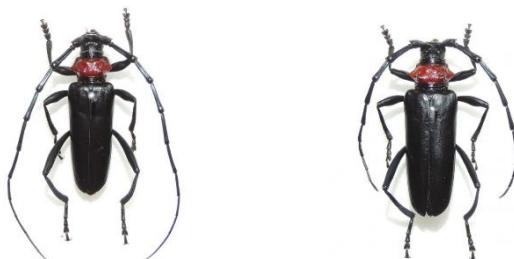
県においては、平成25年に初めて被害が確認され、令和8年3月時点で県内56市町村での被害が確認されており、県民に身近な場所としては公園や道路、学校等のサクラ、また農業関係ではウメ、モモ、スモモなどに被害を及ぼしている。さらに観光資源としての被害も発生している。

このような状況を受け、今後の被害拡大を防ぐことを目的として、県や国、市町村、関係団体・企業、県民等が連携し、効果的なクビアカツヤカミキリの防除を推進するために「埼玉県クビアカツヤカミキリ防除実施計画」を策定するものである。

2 防除の対象

クビアカツヤカミキリ（学名：*Aromia bungii*）

<図1 クビアカツヤカミキリ成虫 オス（左）、メス（右）>



¹ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）

<図2 フラス（左：クビアカツヤカミキリの幼虫が樹木を食べた際に排出する木くずとフンが混ざったもの）、樹木から排出されたフラス（右）>



<図3 クビアカツヤカミキリの成虫発生期、産卵期、幼虫活動期及びフラス排出期>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
成虫発生期						■						
産卵期						■						
幼虫活動期				■								
フラス排出期				■								

3 防除を行う区域

埼玉県全域

4 本計画の対象期間

令和8年7月7日から令和14年3月31日までの概ね5年間

5 現状

(1) 被害状況

クビアカツヤカミキリによる全国の被害については、平成24年に愛知県で初めて確認された。その後、平成25年に埼玉県で確認され、直近では令和8年2月に岐阜県で発見されるなど、現在17都府県で確認されている。

<表1 全国の被害確認状況>

都府県	被害初回確認年	主な被害樹種
愛知県	平成24年	サクラ、ウメ
埼玉県	平成25年	サクラ、モモ、スモモ、ウメ
群馬県	平成27年	サクラ、モモ、スモモ、ウメ
東京都	平成27年	サクラ、モモ、スモモ、ウメ
大阪府	平成27年	サクラ、モモ、スモモ、ウメ
徳島県	平成27年	サクラ、モモ、スモモ、ウメ
栃木県	平成28年	サクラ、モモ、スモモ、ウメ
奈良県	令和元年	サクラ、モモ、スモモ、ウメ
三重県	令和元年	サクラ、ウメ
茨城県	令和元年	ハナモモ、サクラ
和歌山県	令和元年	サクラ、モモ、スモモ、ウメ
神奈川県	令和3年	サクラ
兵庫県	令和4年	サクラ、モモ、スモモ、ウメ
京都府	令和6年	サクラ、モモ、スモモ、ウメ
千葉県	令和6年	サクラ、ウメ
滋賀県	令和7年	ウメ
岐阜県	令和8年	サクラ

(環境科学国際センター調べ)

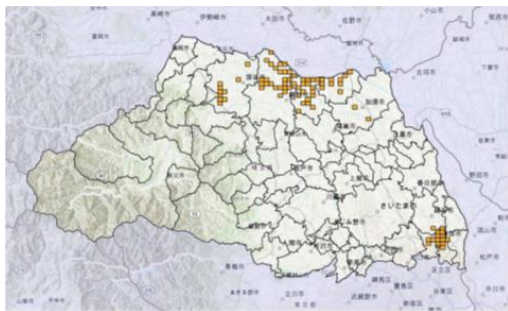
<図4 被害が発生した17都府県>



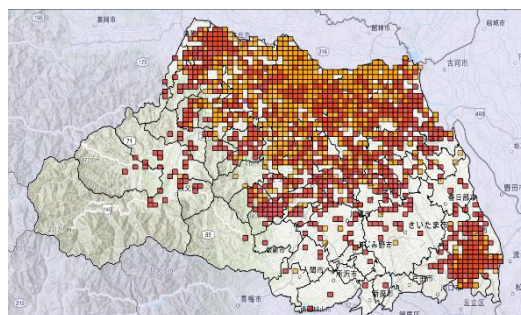
埼玉県では、平成25年に県南東部の草加市と八潮市を流れる葛西用水沿いのサクラ並木で初めての被害が確認された。平成26年には、八潮市で被害が確認されたものの、その後県への被害報告はなかった。しかし、平成29年に入り、越谷市、羽生市、行田市、熊谷市、深谷市及び加須市で、新たに同種の侵入・被害が報告された。

そこで、県において、県民参加型による「クビアカツヤカミキリ発見大調査」を平成30年度より開始し、県内における被害状況を調べたところ、平成30年度末までに、草加市、八潮市をはじめ計8市で、樹木被害や成虫の生息が確認された。その後、被害は拡大し、令和8年3月末時点で被害が報告された市町村は56市町村となっている。

＜図5 平成30年度の県内被害状況＞



＜図6 令和7年度までの県内被害状況＞



(2) 類型別被害状況

① 生態系被害

サクラの被害が多く報告されているが、それ以外に、県内の山で自生するヤマザクラやエドヒガン等、野生のサクラ類への被害も今後想定される。

② 農作物被害

令和7年度には、県内ではモモ、ウメ、スモモ、ハナモモなど、バラ科の果樹等に対する農業被害が10市町村で確認されている。モモなどの樹幹に多数の幼虫が食入し、水や養分の通り道を食害することにより、果実の収量低下や樹木の衰弱・枯死など、被害が年々拡大している。

③ 生活環境被害

日常生活に直接的、間接的に与える影響として、県内では公園や道路、学校等多くの人が利用する場所において、サクラが枯死する被害が確認されている。

今後、このような被害が拡大すれば、サクラの衰弱及び枯死による落枝や倒木による事故などが懸念される。

6 これまでの県の取組

これまでは、生態系被害拡大の防止や、農作物被害及び生活環境被害の軽減を目的に、県では被害状況の調査の実施や、調査結果に基づく、市町村や県民を対象とする技術的支援（手引の作成や県政出前講座等での啓発や防除技術指導など）を行った。

加えて、市町村に対しては、防除に係る薬剤などの資材購入費、伐採費用に対する補助や被害状況に係る最新の情報提供などを、県民に対しては、県民参加型による平成30年度からの「クビアカツヤカミキリ発見大調査」を通じ、把握した被害状況の公表などを実施してきた。

7 本計画での防除の考え方・目標

上述のとおり、クビアカツヤカミキリの被害は、ほぼ全県に拡大している状況にあり、現在被害が確認されていない地域においても、今後被害が拡大していく恐れがある。

急速に拡大するクビアカツヤカミキリ被害を抑止するため、県や市町村等の役割に応じた、全県的な防除実施体制を構築し、まずは、被害が確認された地域やその隣接地域などにおいて、状況に応じて適切な防除対策を行うとともに、被害未確認の地域においても、クビアカツヤカミキリの侵入を防ぎ、水際対策を講ずることが必要である。

クビアカツヤカミキリは広範に移動し生息することから、防除対策は県や市町村単独でなし得るものではない。実効的な対策手法の研究や支援策等に関する国の動向を注視しつつ、全県的な防除実施体制の下、県、市町村、県民・関係団体等、それぞれの主体が、8に記載する役割を果たすことで、県内一丸となってクビアカツヤカミキリの適切な防除を実施する。これにより、被害の根絶という将来的な目標を見据えて、本計画期間を通じた、クビアカツヤカミキリによる新規被害木の発生の抑制を図ることとする。

8 県、市町村及び県民・関係団体等の責務

外来生物法第2条の3²において、都道府県は特定外来生物による被害の実情等を踏まえ、被害防止のために必要な措置を講ずるものとし、市町村は被害の実情等を踏まえ、都道府県の施策に準じて、被害防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものと規定されている。

また、同法第2条の4第1項³において、事業者や国民は、国及び地方公共団体が実施する特定外来生物の被害防止に関する施策に協力するものと規定されている。

² 第2条の3 都道府県は、当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

³ 第2条の4 事業者及び国民は、外来生物に関する知識と理解を深め、外来生物を適切に取り扱うよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策に協力するものとする。

こうした法律の趣旨を踏まえ、本計画では次のとおり各主体の責務を定める。

(1) 県

県は、自ら管理する施設等において適切な防除を行うほか、県内全体を俯瞰した実効性のある防除実施計画（本計画）を策定し、市町村における防除の実効性を確保する立場として、被害の早期発見・防除等のための、調査・研究を通じた情報収集など必要な措置を行う。

また、県内各市町村における円滑かつ効果的な防除実施のため、市町村連絡会議を開催して市町村間連携を促進することで、全県的な防除体制を構築するとともに、技術的支援等を行う。

県民や関係団体・企業に対しては、情報提供や普及啓発を行う。

(2) 市町村

市町村は、自ら管理する施設等において適切な防除を行うほか、地域の被害状況に応じた防除や、県への被害情報の提供を適切に実施するよう努める。

住民や関係団体・企業に対しては、普及啓発を行うとともに、必要に応じ防除等に係る協力を依頼する。

(3) 県民及び関係団体・企業

県民及び関係団体・企業等は、県や市町村からの働き掛けに対し被害情報を提供し、また、市町村の求めに応じ必要な防除を行うなど、県や市町村の実施する施策に協力するものとする。

(各主体の責務の概要)

【県】

- ・ 県管理施設等での防除の実施
- ・ 全県的な防除実施計画の策定
- ・ 被害の早期発見・防除等のための調査・研究を通じた情報収集
- ・ 市町村との連携体制の構築
- ・ 市町村防除事業に対する技術的支援等
- ・ 県民及び関係団体・企業への普及啓発等（住民参加型イベントの促進）

【市町村】

- ・ 市町村管理施設等での防除の実施
- ・ 被害情報の収集、県への情報提供
- ・ 地域の被害に応じた防除の実施
- ・ 市民等への普及啓発等

【県民及び関係団体・企業】

- ・ 県や市町村の実施する施策への協力（情報提供、必要な防除の実施等）

9 具体的な防除について

クビアカツヤカミキリによる被害地域の拡大を防ぐためには、定着初期段階における早期発見、早期防除が重要である。

また、実際に被害が確認された樹木については、被害状態や時期に応じ、適切な方法で防除を実施することで、被害の拡大を抑止することができる。

具体的な防除方法については、県が別途公開している「サクラの外来害虫“クビアカツヤカミキリ”被害防止の手引」（資料）に掲載していることから、こちらを参照し、具体的な防除を実施する。

10 普及啓発

県及び市町村は、それぞれの責務に応じ、ホームページ等による住民への周知や講習会の開催、パンフレットの活用等により、地域住民や農業者を含む関係団体・企業に対し、クビアカツヤカミキリの生態等の基礎的知識、被害予防策等の普及啓発を行う。

また、住民参加型イベントの開催により、クビアカツヤカミキリ防除への機運醸成を図ることも有効であるため、県は、県内全域での開催を目指し、市町村などへの呼びかけ等を行う。

さらに、県は、クビアカツヤカミキリの特徴や発見した場合の対処方法や被害状況等をホームページ・SNS等により周知する。

11 計画の見直し及び変更

県は、適宜、関係機関との連絡会議において、調査や県研究機関における調査研究で得られた生息状況等の科学的知見や計画推進状況等を検証するとともに、概ね計画期間の中間年を目途に、本計画を見直し、必要に応じて改定を行う。

【関係資料】

資料 「サクラの外来害虫“クビアカツヤカミキリ”被害防止の手引」